

○東京藝術未来創造継承センター共同利用・共同研究運営委員会規則

〔 令和4年9月15日
制 定 〕

改正 令和4年9月15日 令和4年12月15日

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学未来創造継承センター規則第6条第2項の規定に基づき、東京藝術大学未来創造継承センター共同利用・共同運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(任務)

第2条 運営委員会は、東京藝術大学未来創造継承センター長（以下「センター長」という。）の諮問に応じ、東京藝術大学未来創造継承センター（以下「センター」という。）の共同利用・共同研究の実施に関する運営の方法、課題等の募集及び採択に関する必要事項並びにその他必要な事項について審議する。

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センターの教員 若干名
- (3) 前号以外の本学の専任の教員でセンター長が委嘱する者 若干名
- (4) その他センター長が必要と認めた本学の職員以外の学識経験者 若干名

(任期)

第4条 前条第2号から第4号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第6条 運営委員会が必要と認めたときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 運営委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(会議)

第8条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、可決することができない。
2 委員会の可決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

- 3 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 運営委員会の庶務は、戦略企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年9月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年12月15日から施行する。